

令和6年度運営指導結果

サービス種別：訪問看護

申請者名	事業所所在地	事業所名	運営指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
あいあーる 合同会社	安芸市	あいあーる訪問看護 ステーション	R6.7.16	1 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
株式会社和 ごころ	安芸市	訪問看護ステーション和ごころ	R6.7.23	1 運営規程に不足する事項（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められた。 2 災害に係る業務継続計画について未策定であることが認められた。 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針について未策定であることが認められた。 4 介護報酬の額の算定に当たり、次のア～エの不適切な事例が認められた。 ア 指定訪問看護を行っていない場合に、所定単位数を算定 イ 指定訪問看護を提供していない時間を含めて所定単位数を算定 ウ 短時間かつ頻回な医療処置等が必要でない利用者に対し、20分未満の訪問看護費を算定 エ 特別な管理を必要としない利用者に対して、長時間訪問看護への加算を算定	改善済	
医療法人土 佐きび	南国市	訪問看護ステーションきび	R6.6.25	1 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数）が認められた。	改善済	
Recovery International株式会社	南国市	訪問看護ステーションリカバリー 高知	R6.6.27	1 介護報酬の額の算定に当たり、次の（１）及び（２）の不適切な事例が認められた。 （１）ケアプラン上１時間30分以上の訪問が位置づけられていないにもかかわらず、長時間訪問看護加算を算定 （２）通常の事業の実施地域に居住している利用者に対して、厚生労働大臣が定める中山間地域等に居住している利用者に対して指定訪問看護を行ったとして加算を算定	改善済	
株式会社 Bridge	南国市	えん訪問看護ステーション南国	R6.7.2	1 訪問看護計画の内容が居宅サービス計画の内容に沿っていない事例が確認された。 2 運営規程に実態と相違する事項（営業日及び通常の事業の実施地域）が認められた。 3 業務継続計画を策定中であることが認められた。 4 虐待の防止のための指針について未策定であることが認められた。 5 介護報酬の額の算定に当たり、省令第37号第74条において準用する同令第37条の2に規定する基準に適合していないことが認められた。 6 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（居宅サービス計画上又は訪問看護計画上、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にない場合に、加算を算定）が認められた。	改善済	
LIVE&LEA RN合同会社	南国市	訪問看護ちどり	R6.7.2	1 運営規程に不足する事項（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められた。	改善済	
高知県厚生 農業協同組 合連合会	南国市	訪問看護ステーションJAおむす び	R6.7.16	1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
株式会社 MAST	香南市	訪問看護ステーションmast	R6.7.23	1 感染症の予防及びまん延防止のための指針について未策定であることが認められた。	改善済	
つばき合同 会社	香南市	つばき訪問看護ステーション	R6.7.25	1 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合に夜間・早朝加算を算定している）が認められた。	改善済	
合同会社訪 問看護ス テーション 詩	香南市	訪問看護ステーション詩	R6.9.10 R6.9.11	なし		
特定非営利 活動法人な かやま楽 校	安芸郡安 田町	訪問看護ステーションなかやま楽 校	R6.7.3	1 運営規程に不足する事項（虐待の防止のための措置に関する事項）が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 3 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例（准看護師が指定訪問看護を行った場合に、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない）が認められた。	改善済	
本山町	長岡郡本 山町	本山町訪問看護ステーション「さく ら」	R6.7.3	なし		
合同会社訪 問看護ス テーション あんこ	吾川郡い の町	合同会社訪問看護ステーションあん こ	R6.9.30	なし		